

# 2004年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、市民から提出された意見を取りまとめ、関係機関への周知を図っています。

2004年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見と市の対応措置の概要は、次のとおりです。

## 1 健康な市民生活が営めるまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気汚染	二酸化窒素について、一般局は全局「対策目標値（国の環境基準値）」で達成しているとのこと。そうであるならば、次の段階として環境目標値達成のための目標年次とその段取りを早急に決める必要がある。	一般局は、全局で対策目標値を達成したもの、自排局においては9局中4局が非達成の状況にあります。当面、対策目標値の達成、維持を目標に大気環境の改善を進めてまいります。
	浮遊粒子状物質の測定について、02年度の幸・中原・麻生の全速報値（一時間値）に対し6ないし7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ずつ差し引くという大幅な補正が行われた。この主な原因是、我々の調査の結果によると、機種の選定に問題があったと考えられる。一般に、空試験の結果は2~3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされている。よって、今後機種の購入に当たっては検査成績書の中で、少なくとも5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることを確認すべきである。すべての測定機器の保守管理について一層努めるべきである。	02年度の浮遊粒子状物質自動測定機（以下、SPM計。）の空試験につきましては、国の環境大気常時監視マニュアル（以下、マニュアル。）に基づいて毎年実施しているもので、空試験データが評価基準の10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることを確認した上で、適正な処理を行ったものです。また、測定機を納入する際にはメーカーからの性能試験成績書の提出を義務付けてあり、空試験が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることなど、SPM計JIS規格に適合していることを確認・検査した上で導入しております。今後とも測定機のデータ精度を維持するため、マニュアルに基づいて定期的な保守点検を実施するとともに測定値の日常的な点検・確認に努めてまいります。
	固定発生源からの窒素酸化物質や浮遊粒子状物質など大気汚染物質の排出量は、現状でも自動車等移動発生源と比べ非常に多い。そのため、市で公害による被害者は増加しつづけ、我々の調査によると死亡との関係も示唆されている。04年4月の環境政策審議会答申にもあるように、さらに固定発生源対策を目に見える形で強化すべきである。工場ごとの許容排出量の見直しを図ること。	窒素酸化物及び粒子状物質については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で対策目標量を定めています。これを担保するために市独自の規制方式（バスケット方式）を導入する等の規制強化を図り、既存事業所にも平成17年4月1日から適用になりました。この規制の効果を検証し、これから固定発生源対策に活かしてまいります。
自動車	車からの排気ガスは、大気汚染とともに、CO <sub>2</sub> 増加にもつながるが、市として、アイドリングストップを推進、企業へ直接指導していく予定はないか。小田急線百合丘駅前でタクシーが客待ち中アイドリングしていて気になっている。	川崎市の条例で自動車を運転する方を対象にアイドリングストップを実施することを規定しており、自動車を事業活動に使用する方や駐車場を管理する方々を対象に周知、指導を行っております。また、平成16年度にはJR鹿島田駅前で踏切待ちアイドリングストップの普及啓発を行いました。
	二酸化炭素、窒素酸化物等や排水等の排出物への現実的な市民の参加は不可能です。できるのは国が補助しているエコカーの税制優遇措置等一般使用者へも補助対象とする、市として税金補助、購入金額補助等の個別補助をするのが具体的ではないか。国の補助に市が大幅に上乗せできれば具体的な改善になるのだが。環境にお金をかけることは基本的に財源や見返りに期待がまったくできないので、市の歳出の「なにか」をやめないと具体的な対策とならない。	道路沿道環境の改善を目的として、自動車からの環境への負荷を低減するために以下の助成制度を運用しております。 ①ディーゼル車への粒子状物質低減装置の装着助成 ②条例に対応するためのディーゼル車の貢換助成 ③低公害車の導入助成 これらの助成制度は国や神奈川県と協調して運用しております。

項目	市民意見要旨	対応措置
自動車	ディーゼル車の運行規制の強化並びにアイドリングストップについて、さらに取組を進めるべきだ。公設の駐車場や昨今問題となっている川崎大師の初詣に来る観光バス等についても指導強化を求める。	神奈川県条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制（運行規制）の検査を平成16年度では約370箇所、約10,000台について実施しております。また、川崎市条例に基づくアイドリングストップの推進については駐車場管理者や事業者等を対象に周知に努めています。これらは今後も実施して参ります。 川崎大師へ参拝に来るバスなどのアイドリングストップにつきましても働きかけを行って参ります。
化学物質	内分泌かく乱化学物質が検出されていることは重大だ。ダイオキシン類を含めすべての化学物質の環境への排出を根絶することが重要だ。	ダイオキシン類に関する取組みについては、ダイオキシン類環境調査の実施、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づきダイオキシン類の排出規制を実施しているところです。 また、内分泌かく乱化学物質などの化学物質に関する取組みについては、P R T R 法に基づく市の化学物質排出量の把握、リスクコミュニケーションの推進、有害大気汚染物質及び未規制化学物質の環境実態調査等総合的な化学物質対策を今後とも引き続き実施してまいります。

## 2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	市内樹林地は、適正な間伐が行われ、良好な状態を保っているか。	市内樹林地は必ずしも良好な状態を保っているとは言えず、民有地においては、山林所有者の高齢化や後継者問題等により樹林地の管理まで手が及ばないという現状が多く存在します。一方、特別緑地保全地区等の公有地においては、近年、地域住民による管理活動の活発化もあり、良好な樹林地へ再生されつつあります。
	年々、樹林地や農地の減少が進み歯止めがかからないのは、現状の面積よりも目標値が低い、すなわち市自身が減少していることを容認しているからだ。このような自然環境の保全に反する姿勢は一刻も早く改めるべきである。また、12大都市のうち、一人当たりの都市公園の面積が下から2番目という汚名は早急に返上すべきだ。	市内に残存する樹林地や農地に関しては、個人が所有する土地ということもあり、全て規制を課しながら保全することは大変厳しい状況にあります。樹林地については土地所有者のご理解とご協力を得ながら、法律に基づく特別緑地保全地区の指定や条例に基づく緑の保全地域の指定等を積極的に進め、恒久的な樹林地の確保に努めています。 今後においては、昨年度市の総合計画が改定されたことを踏まえ、緑の30プランの改定を予定していることから、これから市域における緑の考え方をさらに検討しまいます。 また、一人当たりの都市公園面積については、都市公園面積は着実に増加しているもののそれ以上に人口も増加しているという状況もありますが、今後も公園緑地の確保に向け、身近な街区公園の整備、生田緑地などの大規模公園の整備を計画的かつ着実に進め、併せて、遊休地や低未利用地の活用による公園緑地の整備を積極的に図り、緑の30プランに掲げる緑豊かで快適な都市環境の創造を実現してまいります。

### 3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球温暖化	市内の温暖化の実態を正しく把握するため、これまで再三指摘してきたように、一刻も早く市独自で炭酸ガスの測定を開始すべきである。神奈川県庁における最近の濃度は、10年前より高まっている。同じ地球環境問題であるオゾンや酸性雨については測定しているのであるから、実施できない理由はない。	温暖化の指標となる二酸化炭素濃度の測定は、人的活動の影響を受けない地点での測定が必要です。ただし、身近な大気中の二酸化炭素濃度を測定することで、市民の皆さんに地球温暖化について考えるきっかけとなる可能性もあることから、現在常時監視している項目等を勘案して検討してまいります。
	市内の二酸化炭素排出量の8割が工場・事業所であることを前提に市民一人当たり排出量を議論してもナンセンス。グラフは、産業部門と市民生活部門を区別して描くべきであり、削減目標も国と同じ6%では余りに時勢追随で主体性がない。もっと高い目標を掲げる必要がある。地球温暖化対策条例を制定した京都市では、2010年までに90年比で排出量を10%削減することを明記している。	川崎市の産業構造の特性から工場・事業所からの排出量の割合が高くなっていることから、川崎市地球温暖化対策地域推進計画において、事業所においては、取組メニューを定めて取り組んであります。削減目標の割合については、市内の温暖化ガスの排出量の現状を調査し、川崎市環境保全審議会で審議し決定したものです。
資源・廃棄物	(P36) 最終処分場の残余年数も記載してほしい。	2005年度版より掲載します。
	一般の方にとって、一般廃棄物の事業系とは、どういうものが含まれるか理解しにくいので、注釈を付けてほしい。	一般市民の皆様にも、できるだけわかりやすい注釈を付けるようにいたします。
	廃棄物減量指導員について、(P36~)で触れてほしい。大人数であるが、活動が目立たないので、活性化するようにしてほしい。	減量指導員については、今後も制度の周知徹底を図るとともに、活動内容の明確化、研修会の実施などに取り組むことにより、制度の活性化と充実に努めます。
	産業廃棄物の発生量に関するデータは99年度と、一般廃棄物と比べ古い。一般廃棄物と同様、毎年または2年ごとぐらいに公表できないものか。	市域での産業廃棄物の発生量の把握に際しては、一般廃棄物とは異なり排出事業者への調査が必要であり、本市では5年に一度調査を行ってあります。そのため、年次によっては、御指摘のとおりデータが古く感じられる場合があります。なお、今年度当該調査の実施を予定しております。
	まったくお金をかけずに環境、健康への対策をする案があります。それは川崎市内屋外、公共施設全面禁煙です。街を歩けば落ち葉以外で目立つのはタバコくらいです。大人が平然とタバコの吸殻を捨てるのは耐えられないものがあります。	通勤・通学などの混雑する時間帯において、人ごみの中で、くわえたタバコや火のついたタバコを手に持って歩行する人が見られ、歩行者との接触による火傷等の危険性が指摘されています。現在、歩行者の安全確保を目的として、路上喫煙を防止する条例を本年12月に議会へ提案する予定です。その後、条例の周知と喫煙マナー・モラル向上のため、効果的な啓発を図りたいと考えていますので、このことにより、副次的に吸い殻のポイ捨ての減少が期待できると考えます。
ごみ	ごみの量を減らすというのは日常生活においては個人の努力ではどうにもなりません。包装や梱包は企業努力として減らないかぎり不可能だと思います。量を減らすのではなく、ごみをさらに分別して捨てやすくする回収の方法の仕組みを作ったほうがいいのではないかでしょうか。燃える、燃えない、金属、ペットボトル以外にも分別と分別回収ボックス等を整備できないでしょうか。	事業者につきましては、これまで市内の大手スーパー・百貨店・商店街など約1,500店舗に対し、適正包装の協力を要請するほか、主要駅周辺のデパート等については、個別訪問を実施し、その拡大に取り組んできました。今後も個別訪問を拡大するなど、新たな取組を推進していきます。あわせて、製造業者に対しては、使用後廃棄物になったあとまで責任を負うという拡大責任者責任に基づき、環境に配慮した製品の開発を促していきます。
		また、分別の推進につきましては、包装紙、封筒などのミックスペーパーについて新たな分別収集を実施するとともに、ペットボトル以外の「その他プラスチック」の分別収集についても、収集・処理体制の整備を進め、早期の実施を目指していきます。

#### 4 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見要旨	対応措置
市民参加 (パートナーシップ)	「環境パートナーシップかわさき」において、活動報告書を作成しているが、それを市がどのように活用しているか。	持続可能な地域社会・循環型社会の構築を目標に、環境保全分野に係る市民、事業者及び行政の協働組織による市民組織「環境パートナーシップかわさき」では、環境教育などの5つの部会を設置し、各種調査研究を行い、活動報告書として取りまとめています。報告書は、「市と市民とをつなぐ役割」、「市民同士をつなぐ役割」として、環境保全に関する市民、事業者、行政に今後の環境問題に取組資料として役立てていただいているところです。
全般構成表現その他	市長挨拶に関して、公害問題は解決したかのごとく認識し、全く現状について触れていないのはおかしい。公害問題が蓄積・拡大しているから、他の都市環境問題や地球環境問題が発生しているのではないか。	60年代の激甚な公害問題は市民、事業者のみなさまとの取組により改善傾向にあることは言えると思います。しかし、地球温暖化問題など、今日的な環境問題は自然の物質循環や生態系に深刻な影響を及ぼしています。そのところを誤解のない書き方等を検討します。
	本編について、最初から各論に入るではなく、環境をめぐる世界や日本の動向、川崎市の対応など、先ず総論編があるとより分かりやすい。	2002年10月に一部改訂した「川崎市環境基本計画」に対応するため、2003年度版年次報告書から本編の構成等を見直したところです。より分かりやすい年次報告書とするため、構成等についても随時見直しを図ってまいります。
	環境対策について、法令に基づいて実行しているが、川崎市独自の対策が見受けられない。	浮遊粒子状物質対策のため、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」において、浮遊粒子状物質の生成に関する原因物質を包括的に削減する手法（バスケット方式）による市独自の規制を導入しております。また、2003年4月には、「屋上緑化等助成制度」を創設し、屋上緑化等に取り組み市民や事業者に対し、経費の一部を助成するなど、様々な市独自の取組を行っておりますが、編集方法を工夫するなどして、分かりやすいものにしていきます。
	「現状と施策の展開」という副題であるが、施策及びその実施上の問題の記述が不十分である。	年次報告書においては、環境基本計画の進行管理を行うため、各環境項目毎に、現状と施策の実施状況を取りまとめてありますが、市で講じた施策等について、より詳しくお知りになりたい場合には、環境局事業概要（緑編・公害編・廃棄物編）等を御参照ください。
	市民としては、「地球温暖化」「大気汚染」などの大きな問題も感覚的に重要であると考えるが、緑化やごみの減量により深い関心があり、もっと力をいれてほしい。	緑化及びごみの減量についても、「緑の保全・回復」「資源の有効活用による循環型地域社会の形成」として、重点分野に位置付けられており、優先的に解決すべき緊急性の高いものとして重点的に取組を推進しております。
	(P 7) 文字が小さくて読みづらい。	2004年度版本編については、2003年度版と比べレイアウト等を見直してありますが、今後とも、読みやすくするための工夫をしてまいります。
	写真、グラフ、表が多く取り入れられたり、用語解説が用語の直ぐ横の欄外にあるなど、見易さの工夫がされており読みやすい。	今後も、読みやすくするための工夫をしてまいります。
	2003年度版と比較して、レイアウトの工夫（字体、ページ脚注等）、紙質の低下、個別対応の継続、概要版の作成等、改善・工夫が見られ評価できる。	今後も、読みやすくするための工夫をしてまいります。
	意見募集が隨時行うようになり、時間的余裕ができよいが、逆に期限がないことから提出数が少なくなる懸念もある。従来と比べ大幅に減った場合、公表から半年以内など締切りを設けることも検討してほしい。	意見募集は、従来6週間という期限を決めていましたが、それでは意見提出ができない人もいるということから隨時行うようにしました。今後の動向をみて検討します。

項目	市民意見要旨	対応措置
全般 ・ 構成 ・ 表現 ・ その他	<p>目標に対する達成状況（P 3～）について、その説明文の行頭などに、○・△・×で示すなど、一見して分かるようにするとなよい。</p> <p>環境復興の財源ですが、タバコ消費税がいいと思います。タバコの値段を現状の4倍程度、1箱1,000円程度まで引き上げて、税率を9割くらいに設定してはどうでしょうか。市としての取組というより全国的なムーブメントとする必要がありますが、環境と健康を破壊している側から税金を取るのは当然だと思います。10円～20円づつ値上げするのではなく、一気に値上げしないと煙害は減りません。</p>	<p>概要版に本編の重点目標と達成状況の表を添付するなど検討をしてまいります。</p> <p>たばこに対する税としましては、（国の）たばこ税、たばこ特別税、県たばこ税、市たばこ税及び消費税、地方特別消費税が課せられており、小売価格が1箱20本入りで270円のたばこの場合、税負担は17,070円、価格の63.2%となっています。また、税率は、平成15年7月1日に引上げられ、現在の税率となっています。</p> <p>たばこに対する税率引上げにつきましては、税率はたばこ税法、地方税法等に規定されるものであり、市が独自に税率を引上げることはできないところです。</p>

